

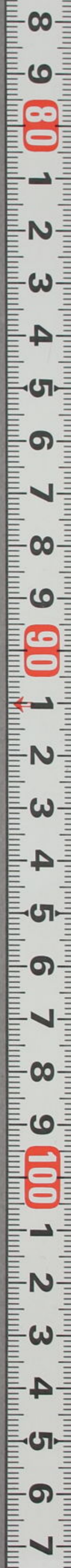


玄同放言

第二集

中

15
1212
5



孝元天皇五世、武内宿禰の下に細書あり、水鏡を引たり、公卿補任のハ
三百十二歳といひ、このハ唐山の粗史を引たり、宋史外國傳日本傳云、
應神天皇甲辰歳、始於百濟得中國文字、今號ハ蕃菩薩有、
大臣紀、武内、三百七歳、次云云、弁州山人四部稿卷一百五宛委
餘編引宋史云、日本國有大臣紀、武内者、年三百七歳、尤爲
異聞、五雜組一人部亦云、日本紀、武内、三百七歳、こゝも宋史據
より、按ちるハ宋史外國傳云、宋太宗元年、丁未、天朝、圓融、日本
國、僧喬然、與其徒五十六人、浮海而至、日本紀略、圓融、元年、四月
依本寺、唐、獻、銅、器、十、餘、事、並、本、國、職、員、今、王、年、代、紀、各、一、卷、於
宋史紀、武内云云とあり、ハ喬然が齋る年代紀撰なるハ武内宿禰の
母氏ハ紀伊國の人より紀とて氏とあり、然とも書紀紀と被くいひし、武
内、宿、禰、男、角、宿、禰、爲、鼻、唐、山、中、紀、武、内、と、唱、る、ハ、喬、然、の、所、爲、あ、る、べ、し、
祖、見、新、撰、姓、氏、錄、卷、二、唐、山、中、紀、武、内、と、唱、る、ハ、喬、然、の、所、爲、あ、る、べ、し、

常山樓筆餘卷云、武内ハ、景行天皇ノ十年庚辰ニ生レ、仁徳天皇ノ
五十七年己巳ニ至テ、二百九十年ナリ、然レ、景行天皇二十五年武内、
北陸及東國ヲ監セラレシコト、國史ニ見エタリ、其時壯年ナルベシ、今
コレヲ以推計ルニ、十年ヨリ前ニ生レタルベケレバ、三百餘歳ナルコト誤ナラズ
トオボユとあり、この説も亦訛とあり、何となれば、景行紀ハ、武内宿禰の生れと云
條と成務紀ハ、武内宿禰と大臣とあり、條と、同紀ハ、天皇崩御の條とを
照して見れば、この大臣ハ、景行天皇十四年生れ、下あり證文をとり、余言此
誣あるとあり、書紀七、景行紀云、三年春二月庚寅朔、幸于紀
伊國、將祭、祭、羣神、祇而不吉、乃車駕止之、遣屋主忍男武雄
心命、備心、武令祭、爰屋主忍男武雄心命、詣之、居于阿備、拍
原、而祭祀、神祇、仍住、九年、則娶、紀直祖菟道彦之女影媛、生
武内、宿禰、この文は、武内の生れをいづもの年ことハ決がこし、かくく

成務紀云三年春正月癸酉朔己卯以武内宿祢爲大臣也
初天皇與武内宿祢同日生之故有異寵焉又云六十年夏
六月己巳天皇崩年一百七歲これより由く觀れば成務天皇六十年
天皇百七歲崩玉へこの年武内宿祢亦百七歲この年より溯數れば
景行天皇十四年即一百零七年當り當初屋主忍男武雄心命紀伊
國阿備柏原停苗て九ヶ年神事を掌せり又二ヶ年を經り武内
宿祢の誕生ハ景行十四年疑ひある武雄心命九ヶ年神祇を齊祀間
娶り又二ヶ年を歷り武内宿祢を生せりかく又景行紀云二十五年秋七月庚辰朔壬
午遣武内宿祢令察北陸及東方諸國之地形且百姓之消
息也二十七年春二月辛丑朔壬午武内宿祢自東國還之
奏言云云あまの上の年紀をりて推せば景行天皇二十五年ハ武内宿祢年
甫十二歳あまの童子ありと北陸東方へ遣て諸國を巡察玉ひ

素より神童なればや大人を遣さば東夷北狄疑ひく害せん謀ることりや
あんとあまの畝慮あまのをりませりあまの童子を遣し玉ひあまの人なれば武内宿祢ハ
甘羅呂尚とあまの兼あまの才あり讀史の者ああまの疑ひを容あまのむあまのそのあまの凡夫あまのああまのるを
抑あまのべりかくて又仁德紀五十年春三月壬辰朔丙申河内人奏
言於茨田堤鷹産之即日遣使令視曰既實也天皇於是歌
以問武内宿祢曰云云武内宿祢答歌曰云云あまののあまの後あまののあまの大臣あまののあまののあまの履中紀も
仁德天皇八十七年春正
月天皇崩玉ひ折仲皇子兵を興あまのし太子の宮を圍んとせし武内宿祢の
子平群木菟宿祢物部大前宿祢漢直祖阿知使主等三人太子即履中
扶掖あまのをあまのまあまのりあまの疾逃去りあまの履中天皇二年是年平郡木菟宿祢
蘇我滿智宿祢物部伊弉佛大連圓大使主共執國事あまののあまの
えあまのるあまの武内大臣を仁德天皇五十年より八十六年までの間あまのにあまの薨せり

なるん公卿補任は後ひて、三百十二歳とされば、仁徳八十三年は薨せしと宋史は因之、
 三百七歳とされば、仁徳七十八年は薨せしと水鏡は後ひて、二百八十歳とせしと、
 仁徳五十一年は薨せしと今、仁徳履中、西紀の文は由て考ふるに、三百十二歳は實を
 治るが如し、仁徳八十三年、武内薨し、八十七年正月、天皇崩玉へり、この年仲皇子の乱あり、履中二年、水菟宿禰が執政あり、あつとも史の闕文多し
 強説をなせしハ傳會ニ又按ふるに允恭紀、書紀、五年、秋七月、命玉
 田宿禰主瑞齒別天皇、及正之、殯云云、條下云、玉田宿禰、則
 畏有事以馬一匹授吾襲為禮幣、乃密遮吾襲而殺于道路、
 因以逃隱武内宿禰之墓城、武内墓當在葛城天皇聞之云云、武内
 宿禰薨後の事、終はあふえたり、仁徳天皇八十三年より、允恭天皇五年より
 至る、廿二年、又按ふるに、武内宿禰の子、水菟宿禰ハ、應神天皇廿一年皇子
 大鷦鷯尊、仁徳天皇同日生まれり、見仁徳紀元年條下の年、應神天皇、聖壽九十一
 武内宿禰ハ二百七歳ニ、二百歳はあらず、子を生ぜり、亦怪むは足るべしと、

應神聖壽古
 事記作百
 三十一印行書
 紀作百一十
 一本作百十
 一為是

履中天皇二年は、水菟宿禰、一百十二歳中、始く執政をせしむ、まへに上古の
 人の血氣ハ、今の老人とちがひ、あつてもあらず、周武王が年八十一歳也、成王を生ぜり、
 聖人の中、似けあつても、いづく誹るるものありとも、武内は比き、武王ハ、乳臭の
 童子たるべし、掛畏記、神武天皇より、仁徳天皇に至らせ玉ふまで、聖壽百歳は
 餘せ玉ふ天子少かり、神武天皇百二十七歳、孝昭天皇百十四歳、孝安天皇百三十七歳、
 孝靈天皇百二十八歳、孝元天皇百十七歳、開化天皇百十五歳、
 崇神天皇百二十歳、垂仁天皇百四十歳、景行天皇百四十歳、成務天皇百七歳、
 神功皇后百歳、應神天皇百一歳、仁徳天皇百十歳
 況田夫野人ハ、百歳二百歳は、迨るものいづくもあらんか、南亩別志、卷云、武内、
 宿禰が三百歳ハ、數代同名あり、三韓を威服せんがごとし、後世戦国がさう
 權詐もあつた、安房の里見の老臣、正木氏のどく死これ、遊古質朴の世は、ゆるく巧る計あり、やハ情偽を
 揣るは、過るるも上古ハ、人壽百歳を大際とせしむ、只天朝のまかり、異邦といふも、
 亦かた、明王世貞のいへ、人壽を考究し、詳より要を提てり、抄録を
 宛委餘編、十、云、人壽至百歳而極、彭祖七百歳、自服僊丹、後

玄同放言卷三中 ○聖壽唐山人壽 仙鶴堂梓

太公年百三十六
乃當作年百五十二

宋卿云云事
文前集年齒
部引洞微志
亦言之而其
年紀不同宜
合考焉

入流沙亦不言死帝王世紀神農在位百二十年黃帝少昊
俱在位百年帝嚳年百五歲堯年百一十八舜年百有十禹
湯年滿百六韜云文王祖古公壽百二十王季百歲文王九
十七武王九十三周穆王五十即位五十五年蓋世壽
也太公年百三十六昭公百八十潁公年亦百餘漢文帝時
有樂人竇公者亦年百八十漢張蒼拜相封侯年百餘歲魏
范湖友奴二百四十歲晉范長生兩仕蜀前後百年魏羅結
百七歲為外都大官百二十乃卒梁穰城人年百四十歲唯
飲乳鍾離人顧思遠年一百十二歲九九娶有子十二人死
七略盡召為散騎侍郎亦至百二十而卒上津人張元始年
一百十六歲膂力過人進食不異九十七始生子遂無影唐
有李元燧者百三十六歲開元東封太原于伯龍一百二十

按史記五帝
本紀注云帝
嚳在位七十
年百五歲
蓋帝嚳高辛
氏也而其為
六十三者
未詳

又按史記殷
本紀云外丙
即位三年崩
立弟中壬四
年崩立太丁
之子太甲立
三年不明暴
虐不遵伊尹
放之於桐宮
且嗣太甲者
沃丁也太庚
小甲雍己皆
在其下
又按襄三十
一年當作十
二年襄公十

八歲宋覺翁百七十餘歲譙定百三十歲瓊州楊叔運百二
十二父宋卿百九十五九世祖不語不食不知其年又云竹
書紀年所載諸公之壽有可攷者顓頊三十一歲產伯鯀又
四十八年而陟為高辛氏六十三歲又至堯六十一歲而鯀
治河年百七十二歲矣堯六十九年而黜益百八十歲也桀
十七年商使伊尹來朝三十一年桀亡又十二年湯崩湯與
尹年相等外丙元年小庚五年小甲十七年雍己十二年仲
壬四年太甲元年伊尹放太甲桐宮七年而伊尹亡距湯亡
三十餘年計尹之壽亦可百三十矣紂三十一歲西伯得
尚以為師年八十又二十一年而紂亡又五年而武王陟又
三十七年而成王陟康王六年而太公薨壽一百五十二也
吳地記諸樊在位十四年餘濟十七年餘昧二十一年僚十

二年經云秋九月吳子來卒左傳云秋壽夢卒是也襄公在位三十一年昭公三十二年定公十五年襄公十五年哀公七年通計七十四年也

三年閻閻在位二十年夫差二十三年夫差將敗之數年延州來季札救陳去讓國之歲不下百年則三代人臣之壽未有如四公者也然改左傳壽夢卒襄三十一年去哀七年實七十七年耳其三公紀年改之正史未盡合然要之在百歲外也といふ五雜組卷中亦あり考あり大抵宛委餘編と同トミ中記此より彼より抄出と晋趙逸二百歲梁鄱陽忠烈王友僧惠照至唐元和中猶存二百九十歲金完顏氏醫老二百餘歲又云山東濟寧州民王士能生元至正甲辰至國朝成化癸卯已一百二十歲行止如常後不知所終國初茹文中亦百餘歲近時閩中林大守春澤公亦百餘歲永樂中楚一盜魁年一百二十五歲尤為可恨也五雜組人部提要に唐山中二百歲子近死ありこれ數代同名と云ん宛委餘編又云鄭滿

魯祖公十六年死至宣十五年一百三歲其兄猶存傳言既長且壽有異於人也蓋世貞所說亦有謬也五考訂者

長狄僑如之弟焚如簡如以宣二年改齊衛被殺計其時僑如當四十餘歲矣又一百二年而僑如死於魯東門壽亦將百五十矣魏拓拔主稱神元帝者百四歲高麗王康年百餘吐谷暉王夸呂即位後自稱可汗者百年皆夷狄主也宋史日本國云云今按之梁書蕭昱傳昱附出田舍有女人夏氏年百餘歲云云列傳孔子家語篇孔子見榮啓期段榮啓期年九十五又見列子天瑞說苑雜言細子攷索此の類を採るべし嘗國史を檢せし百歲已上の老人の此年を考ふるに四人を得たり天武紀十四年十月癸酉朔丙子百濟僧常輝封三千戶是僧壽百歲紀書二十九先是見十一年十月條下蓋重續紀桓武紀天應二年出也以類聚國史參考則十四年為是續紀桓武紀天應二年七月壬寅松尾山寺僧尊饒生年百一歲請入内裏位大法師優高年也延曆九年十月丙午召高年人道守臣東人

於内裏引見時一百二十二歲一本作一百一十歲其駿尚多聰如少年矜其衰邁賜之衣被卷四續後紀承和十二年正月乙卯云云是日外從五位下尾張連濱主於龍尾道上舞和風長壽樂觀者以千數初謂鮎背之老不能起居及于垂袖赴曲宛如少年四座僉曰近代未有如此者濱主本是伶人也時年一百十三自作此舞上表請舞長壽樂表中載和歌其詞曰那那都義乃美與尔萬知倍面毛毛知萬利止遠乃於幾奈能萬飛多天萬川流卷十三年二月戊辰召外從五位下尾張連濱主於清涼殿令奏舞于時年百十四帝矜其高年授從五位下卷十是漢文帝此時的樂人竇公と相似る老翁翁べし百歲以下九十歲以上も亦稀なり續紀孝謙後紀神護景雲三年冬十月壬戌授無位村上乃自女從五位下時年九十九優高

年也卷三扶桑略記後冷泉天皇寬德三年元是年改丙戌正月十八日右大臣藤原朝臣實資薨年九十歲卷九永承八年癸巳六月十一日從一位倫子薨年九十歲卷九閏白左大臣母氏也卷同康平六年癸卯六月廿六日前大僧正明尊入滅年九十三兵庫頭泰時子也卷同堀河天皇本書題書寬治二年戊辰正月十日戊午左大臣源朝臣俊房率卿相待臣等參入三井寺常行堂為修故高倉此下從七位源氏之七七法事也前中書王具平親王女宇治入道大相府家室也去年十一月廿二日逃去年九十三矣卷三增鏡卷の波弘安八年二月晦北山准后九十歲是日算賀抄錄於本書也又年可齡定極老の人と顯宗紀元年正月云云是月詔曰老嫗名置伶僇羸弱不便行步宜張繩引緹扶而

玄同放言卷三中

〇九十歳已上

仙鶴堂梓

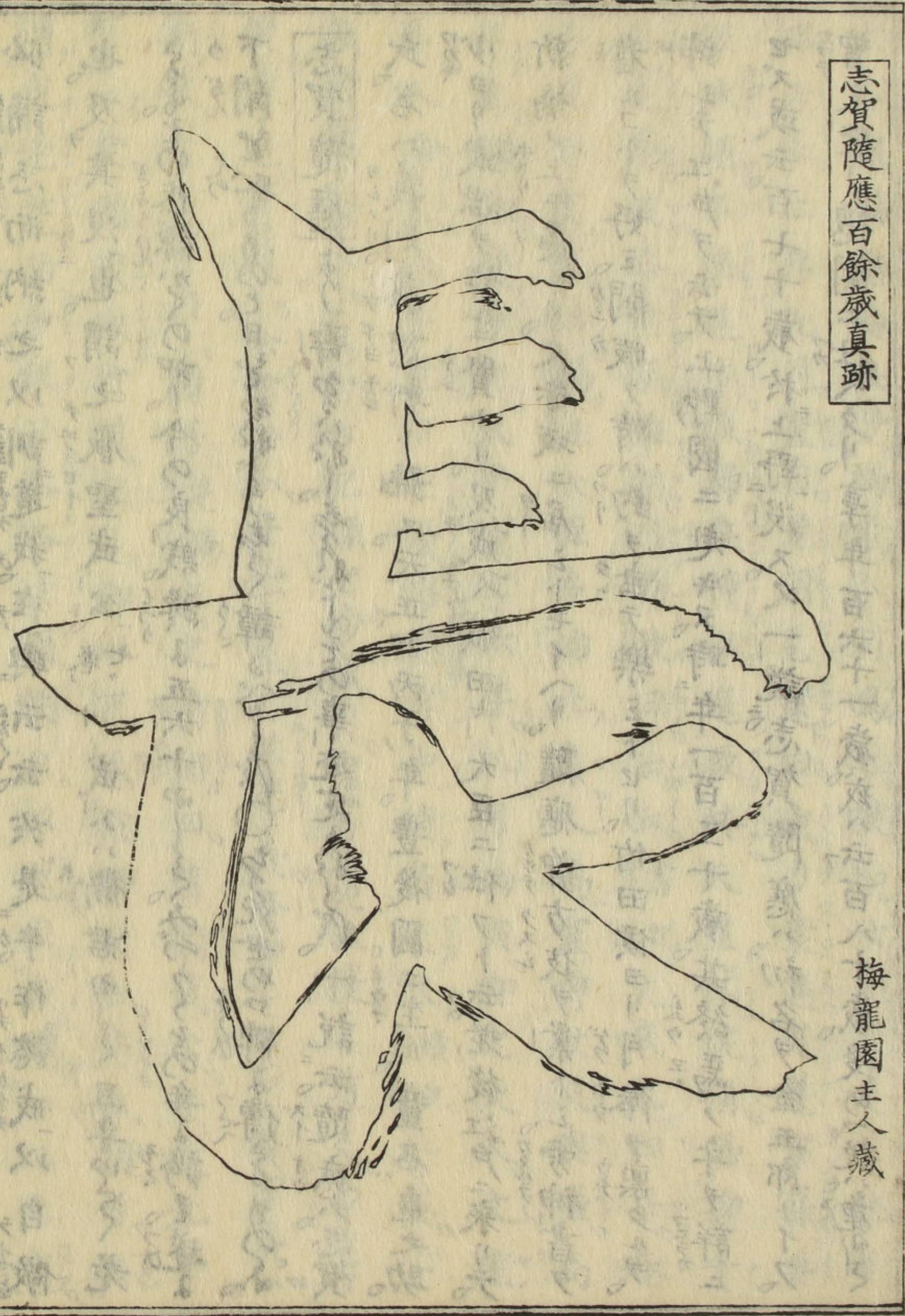
東鑑卷十二
建久二年二月五日古左
典既義朝の
乳母字八摩
摩字、向、年九十
二の離合處
哀相置目不
似、考得た
まの追書ス

出入繩端懸鈴無勞謁者入則鳴之朕知汝到於是老嫗奉
詔云云二年九月置目老困乞還曰氣力衰邁老耄虛羸要
假扶繩不能進步願歸桑梓以送厥終天皇聞悅痛賜物千
段逆傷坡路重感難期乃賜歌曰云云書紀文武紀四年春
正月癸亥有詔賜左大臣多治比真人鳴靈壽杖及輿儻高
年也續紀廢帝紀天平寶字六年八月丙寅御史大夫文室
真人淨三以年老力衰優詔聽宮中持扇策杖續紀廿四必九十
歲前後の人ありこの它古記録を涉獵ありあはるべし復考考ありあはるべし
後集追書に余嘗て年九十に至りて老耄を賢むるを考へ賢むるは
衛武公の事なり國語楚語左史倚相曰昔衛武公年數九十
有五矣猶箴傲於國曰自卿以下至於師長士苟在朝者無
謂我老耄而舍我必恭恪於朝朝夕以交戒我聞一二之言

必誦志而納之以訓道我在輿云云於是乎作懿戒以自儆
也及其沒也謂之儆聖武公卷十武公ハ衛君の如く且年々老
らむその恭謙かくの如く今の良賤終は五六十年の如く誇り遂は
下聞を恥むるの如く日をたれどもを譚るべからず○此れ世の口碑傳るもの
志賀隨應より壽かたなりあれどもその事迹定る終る一説云隨應ハ志賀
氏名ハ義則藤怒軒ト號ス天正四丙子年豊後國ニ生ル童名龜之助
少ヨリ武器ヲ作ルニ賢ナリ及成人織田内大臣ニ仕フト云老後江戸ニ来リテ
新橋ノ上ニ居レリ又赤坂ニ居シトモイヘリ隨應曾方伎ヲ業トシ旁神書ヲ
看ルコトヲ好ミ閑暇ノ時ハ釣ヲ垂テ樂ミトセリ竹田侯ヨリ月俸ヲ稟タルヲ
辞シテ江戸ヲ去テ上野國ニ赴キ又時年一百三十歳其終焉ノ年ヲ詳ニ
セズ或云百七十歳於上野没ス又一説志賀隨應ハ初名ヲ金五郎トイフ
曾久能ノ摠関ニ仕ヘタリ享年百六十一歳或ハ云百八十歳後ノ説ハ鹿ふく

玄同放言卷三中 ○隨應 仙鶴堂梓

志賀隨應百餘歲真跡



梅龍園主人藏

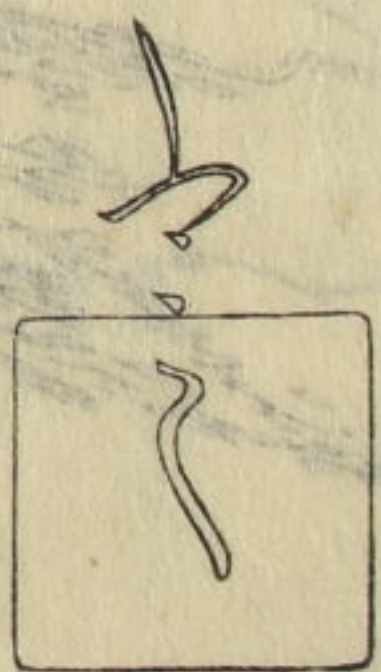
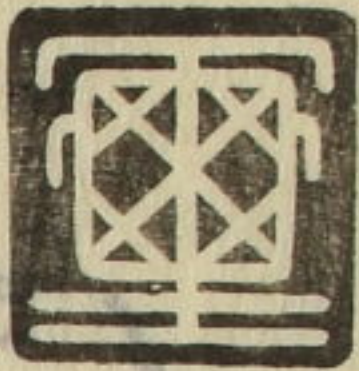


玄同放言卷三中

○隨應真跡

○仙鶴堂梓

藤忍軒志賀隨翁百有餘歲



弥、疑ひあり。猶よく考へ、追て尋ねば、昔偶其甥菴翁草を聞せし生鳴幽軒
 老人七十の筭賀は、七、叟来會せり。志賀隨應も亦其一人なりといへり。隨應が
 墨跡ハ好事れ家ハ鍾馗せしれども、偽筆多かり。その蹟のあらと、その詞句は赴
 あら、ハ贋作之余が視と歴る中ハ、梅龍園主人の所藏。是真跡あり。影寫して
 右よどし、百有餘歳とあり。なるとのらうと尋ねども、年と隱とハ、老人の情こもると
 百幾歳と、定らふハ署せざるあり。又この老人の墓ハ、江戸愛宕下天徳寺に地中なる。
 不断院に在り。墓誌ハ云云と豫くせしとあるが、一日興継とあり。不斷院は

赴けつどの墓所とあり。半日あまり、索し終り、竟もこの墓あると見ゆ。果て
 布施と畏れ、寺僧は請く。過去帳を披覧する。享保十五庚戌年と題せし條下
 なる。許多の戒名の中ハ、

真月院諦念隨翁居士

志賀隨翁

六月十六日

施主 上野恕信

とあり。この墓今なわあり。寺僧もあらず。今ハその施主絶つれども、總墓の中に
 あり。ゆゑにえ玉といふあり。寺門をゆく。總墓所天徳寺本堂の左、あらしのがは攀登す。
 興継のり共ハ、つるほりハ、彼此をえぬ。つる中も亦あり。あつて復
 興継と寺に遺して、案内をせし道人總墓所は来て、こが寺に諸檀の墓所ハ、
 とく指と筋と、又ひらくハ、索ねり。其処中ハ、彼墓あると見え。その施主あり
 形く、墓石も共ハ壊れ、あんとやうなり。あつて比ハ卯月のあつた日とあり。あつて
 らよ消し、現寺の過去帳に、その戒名あれ、ちうれば、彼墓ハありつらん。

墓誌ハ、戒名の下、志賀氏左方、地主上野恕信と刻せしとす。年月も寺の過去帳にあり。但支干あり。寺僧ハ、地主上野氏のみ。又過去帳中、戒名俗名とも、隨翁と書けり。と敲し。懐とす。辨とす。其の寺は、在世の名、誦と、戒名は用ゐる。と聽さる。あり。とす。あり。麻布二本、檀常行寺あり。俳諧師其角が墓誌ハ、喜寛と勸せり。隨應の應と、翁字ハ換へり。んとあり。と俗名も亦隨翁と書けり。疑ひのめく。釋とす。口碑は、如く隨應ハ、上野國ゆく没し。彼墓、その年忌の折など。江戸の親族或由縁れり。立る。れん。あり。とす。寺の過去帳より推さる。享保十五年六月十六日ハ、その亡日あり。彼老人の生れハ、天正四丙子年。享保十五庚辰年。這、倭と。百五十五年なり。これを推さる。その享年、百六十一歳或ハ百七十歳。或ハ百八十歳といふ。れ。皆信とす。百五十五歳といふ。當ら。とす。據あり。又按、墓石の地主上野恕信ハ、醫師あり。恕信の恕ハ、藤恕軒の恕を取らる。

なり。上野ハ、その氏あり。上野氏ハ、何地の人あり。とあり。隨應衰邁の後、上野氏の扶助あり。その家ゆく身あり。と傳謬り。上野國ゆく没し。とあり。余が推量の説あり。姑く疑ひと述く。後考を俟つ。次ハ、渡邊幸庵も亦長壽の念。幸庵對話記の序ハ、武州大塚、護國寺、門前、有一老人。一本、入、誦、渡邊幸庵、竊聞、俗姓、渡邊氏、本國、攝州、生國、武藏、天正壬午年、出生、寶永六己丑年、百二十八歳也。云云。旁注云、壬午年、即、天正十年也。寶永八年卒、時、一百三十歳。是、年、改、元、正、徳、と、細書あり。この幸庵老人ハ、初官、祿、ある、武士なり。後、故、あり。浮浪、三十許年、海外、を、歴、遊、し、至、る、隈、なり。と、對、話、記、二、卷、あり。加、北、の、杉、本、義、隣、の、聞、書、あり。書、ま、雅、文、あり。孫、也。當、時、の、實、録、あり。次、ハ、江、村、專、齋、も、一、百、歳、を、な、り。と、い、ふ。老人雜話の端書ハ、云、老人ハ、江村專齋也。諱ハ、宗、具、業、鑿、初、加、藤、肥、牧、二、事、人、後、二、森、作、牧、二、事、人、永、祿、八、年、光、源、院、殿、亂、ノ、年、二、生、レ、寛、文、四、年、夏、六、月

二十六日没満百歳也。時人傳卷中、亦是を載り、別號の倚松庵、京師の人、その祖を榮基といひ、父を既在といひ、寛文帝御在位の時、寛文帝御在位の時、召させ玉ひしあり、この日專齋は歌杖を賜ひ給へり、余も此歌杖を摸し、助老一杖を藏む、時人傳は、蓋簪録を引く、鳩杖、銀絹、茶酒を賜ふといひ、又その修養の方を問せ玉ひし、此嗜慾食餌一切些を断ると答へり、しるをいへり、ある物中、こもを今大路道三のりをも、故より而説る、俗然不審、あつれども、筆は載るもの稀なり、細考する由なり、こもをいへり、こもをいへり、近日余が視聽を經し、此亦三人あり、三河百姓満平ハ福艾の字えあるもの、東岡舎筆記云、三河國寶飯郡水泉村ノ百姓満平、慶長七壬寅年、右同國同村ニ生レ、寛政八丙辰年、百九十四歳ナリ、享保年間云云ノ慶賀ニヨリ、徴レテ江府ニ参レリ、迺白髮ヲ献セ、御米若干賜フ、一説ニ月俸ヲコトシ、丙辰年、復マ井レリ、享保ノ故事ノ如シ、前後イヅレノ日ニマ、吏人満平ニ問ク、

汝が家、何ノ術アリテ、長生如此ナルヤ、答テ言、他ノ技ナシ、僕ガ家、先祖ヨリ相傳メ、三里ニ及ス、其灸方、毎月朔ヨリ八日ニ至テ、輟ム年中、月別ニ間断アルコトナシ、其數同ジカラズ、如左、

- 右朔 八日 九日 十日 十一日 十二日 十三日 十四日 十五日 十六日 十七日 十八日 十九日 二十日 二十一日 二十二日 二十三日 二十四日 二十五日 二十六日 二十七日 二十八日 二十九日 三十日
- 左朔 九日 十日 十一日 十二日 十三日 十四日 十五日 十六日 十七日 十八日 十九日 二十日 二十一日 二十二日 二十三日 二十四日 二十五日 二十六日 二十七日 二十八日 二十九日 三十日

寛政八年、満平百九十四歳、妻名氏百七十三歳、子名氏百五十三歳、孫名氏百五歳、曾孫以下、尚百歳ニ満ザルモノ多クアリト云フ、或ハ云、満平ガ敷地ニ靈水アリ、其井底、悉辰砂ナリ、古来ヨリ、コノ水ヲ汲用ル故ニ、一家カクノ如ク、長生ストイヘリ、但コノ事傳聞ニアリ、虛實ヲ詳ニセザレバ、異聞ナルヲ以録ス、と、當年余が定まる、これなり、次、伊勢ノ長命寺ノ住持禪修法師ハ、文化壬申年、その壽一百十九歳あり、傳云、伊勢國渡會郡内城田郷長原村、慈光山長命寺、曹洞宗、同郡田丸宮古村、廣泰寺、末院也、本山ノ住持禪修法師、廣泰寺、於伊勢、為南方曹洞宗一派、法頭者、

初名善修、最後ハ土佐國土佐郡高知蓮地町蓮地之地、長ノ人ナリ、俗姓、改善為禪、云々加藤氏父ノ名ハ文右衛門、禪修ハ元祿七甲戌年ヲ以生レタリ、乳名及祝髪ノ年詳ナラス、尾張國春日郡大草村福巖寺ノ白庭和尚ヲ師トスト云フ、明和三年甲申、是年禪修七十三歳、田丸廣泰寺ノ末院、上管村永福寺ニ住持ス、後ニ中角村教勒寺及大野木村宗善庵、棚橋村寶光寺等ニ轉住セリ、天明四年甲辰、五年乙巳、二介年、長原村長命寺ニ看住シ、六年丙午ヨリ住持ニナレリ、是年九十歳也、文化三丙寅年、國君恩命アリテ、月俸ヲ賜フ、長原村、隸田丸領、乃南紀御領也是年禪修百十三歳也、滿百歳ナレバ、月俸ヲ賜フベカリシニ、田舎ノ福院ハ住持ノ極老ヲ嫌フニヨリ、年ヲ隱シテマウサガリケルトゾ稀ナル壽僧ヲ優シ玉フナルベシ、コノ時禪修、眞加ノ為ト稱シテ、自筆ノ行書一頁ヲ獻リキ、先例アレバナリ、イカナルコトヲ書タリケン、詳ナラス九年壬申、下人雜司料トシテ、銀若干年、別ニ賜フベシト、再テ恩命アリケリ、是年禪修百十九歳

十一月日遷化セリ、其稟性質朴寡欲ニシテ、物ニ拘ラズ、只酒ヲ嗜ミ、又豆腐ヲ好メリ、ヲリク其本山廣泰寺へ赴クニ路程二里餘リナルヲ物トモセズ、足駄ヲ穿ツ、往返シケリ、其出ル毎ニ、ミヅカラ一瓢ノ酒ヲ携テ、中途ニ獨酌セザルコトナシ、文雅ノ才アルニアラザレバ、其壽ヲ愛テ、書ヲ徵ルモノ多カリケレバ、拙キマ、ニ位置ヲ得タリ、コノ它聞エタルコト無トイヘバ、抑亦一奇僧ナラズヤ、以上略傳、今解云、余曩、松坂有友人三枝園子、禪修の書一頁を惠する、あどりて、長原村、壽僧あるとを初る、ありて三枝園を勞煩し、此略傳一編を得たり、余がその所藏の一行書ハ、唐紙半頁、明月拂、法風と大書しく、落款ハ善修とあり、印文も亦、長命主人、善修とあり、善修ハその初名といハ、このとれ、まご改名せり、あ、あ、れ、れ、れ、文化八年の筆、その明年遷化を、既に善と禪と改められ、か、る、物、ハ、な、不、舊、名、を、署、せ、り、あ、ん、その物ヲ拘り、素撰を、る、よ、足、ま、う、愛、ま、る、死、程、の、蹟、よ、あ、る、ね、と、稀、有、壽、僧、の、肉、筆、を、れ、ば、その落款を影寫しく、

文化
 百十八番
 松村

右よありしを、りよこの老法師。住持の寺を長命といひ、その村を長原といひ、誕生の地を高知といひ、その師を福巖といひ、本山を廣泰寺といひ、且その初住持寺よとて永福。宝光の號あり、妙あり、皆是名詮自性あり、福壽永延の奇僧といふべし。あまたの傳聞をまぬれ、江戸本船町、武助、與右衛門が食客七兵衛。文政元戊寅年、その壽一百歳なり。九月十二日、御米拾俵錫肉、稀あり、高年

あしとて、又清圓尼。百十四歳の實あり、清圓尼ハ大石氏良雄の女、主税民金の妹ありといふ。實の傍よ、えびつ月系、大石の姉。百十四才傳、俗と署より、原是、菟生氏の所藏とて、関書家思亮、模刻し、その搦本を同好よ贈り、よあり、文化癸酉の春あり、余もこれと獲て、雜画帖よ貼し、但との授受の年月ハ、今詳あり、但よ余聊疑ひあり、清圓尼、果して良金の妹あり、元祿壬午よ、云云のあり、しよハ、尚十歳前後あり、この年と十歳の時と推つり、文化三丙寅年よ至て、百十四歳あり、遠くもあつぬあり、よの實を遺せ、年月の今詳あり、ざるを不審、姑く、聞見の隨に録して、後考を俟つ、九十歳以上ハ、堀部金丸の女、妙海尼、安永七戊戌年、九十三歳、ゆく遷化といひ、墳墓ハ、芝泉岳寺、墓所の門傍あり、墓誌よハ、清浄菴、寶山妙海尼、堀部弥兵衛金丸娘、行年九十三、安永七月二十五日、四行よ、勸し、余が相識親類よ、三人あり、武藏國、埼玉郡、志多見の村、長松村生ハ、世稱、佐左衛門、安永中、没時、九十三歳、余が祖父の外祖母、智昌院ハ、寛延三年五月

石川文山翁
 享年九十歳
 寛文十一年
 五月
 廿三日没
 又
 時人傳あり
 馬叔老人又
 下村道瑞の

五十六歳とあり、その終焉の年月詳あり、又沙門は九十歳以上あり、り、多し、る。

十日没す。時九十六歳。又余々祖父の女弟真中氏喜津、下總河津間の郷土藤沼太郎兵衛の後室あり。其の子も亦太郎兵衛と名づく。寛政己未年没亦九十六歳也。武藏川口村の子孫、今に至り、この宅巷説風聞を取らば、多し、る。○宛委餘編は公卿大夫の百歳以下、八十歳以上ありしを考へ、多く載り、今又贅せ、又按中序、唐の會昌五年三月二十四日、白居易が尚齒會中の七老前、懷州司馬安定胡縠年八十九、尤長し、刑部尚書致仕、白居易年七十四、尚齒會、この宅、吉岐の年八十八、劉真の年八十七、鄭據の年八十五、盧真の年八十二、張渾の年七十七、會中遺老、李元爽年百三十六、禪僧如滿、歸洛年九十五、これと唐の九老といふ。見九老詩、并白居易序。天朝の尚齒會ハ古今著聞集、文学部云、尚齒會ハ云云、貞觀十九年三月十八日、大納言年名卿、小野山莊、中納言、又安和二年三月十三日、大納言在衡卿、栗田口の莊、中納言宗忠卿、白河山莊、中納言、

被行、七叟の算、三善為康、年八十三、前左衛門佐基俊、七十六、前日向守中原廣俊、七十、亭主、七十、式部、大輔藤原、敦光朝臣、六十九、右大辨實光、六十三、式部少輔菅原時登、六十二、この中、基俊の病より、詩を贈り、時登序、書、垣下中納言師時以下侍り、云云、貞觀安和、前後尚齒會の詩、此序ハ本朝文粹、卷九、詩序、よる、前序ハ菅相公是善、後序ハ菅三位文時の作、菅三品尚齒會、詩序云、文時少於樂天、三年、猶已衰之、齡也、これハ菅三品、當年七十一歳、日本紀略、卷七、天元四年辛巳、九月八日、日本紀略、卷七、天元四年辛巳、九月八日、臣文時薨、年八十三、諸家系圖、為天元元年、日本紀略、冷泉安和二年三月十三日、庚寅、大納言在衡卿、於栗田莊、有尚齒會、七叟各脱朝衣、著直衣、指貫、希代之勝事也、是件の後會、を、宋の至和三年、丙申、秋、是年、改、元、嘉祐、睢陽五老、司農卿致仕、畢世長九十四歳、禮部侍郎致仕、王渙九十歳、自餘の三老、杜行、朱貫、八十餘歳、見五老圖、詩、元豐五年正月、荅英、

會中の十二老年八十に至るの如く、皆七十許歳のとき、中司馬光六十四歳、尤少くも、見十二老詩、并司馬君實者老會序、國は黄耆の得く、死にたがの如く、齒は寔は貴きもの、よかんあつても、人壽百年を有るは、猶學べども、聖に至りては、死にたが、且上壽ハ稀中々下壽なるもの多るは、猶賢者ハ寡く不肖者ハ衆にたがごとし、故に列子、楊朱、載揚朱之言曰、百年壽之大齊、得百年者、千無焉、莊子、盜跖、亦曰、人上壽百歳、中壽八十、下壽六十、除病瘦死、喪憂患、其中開口而笑者、一月之中、不過四五日而已矣、といひ、おれ、意、呂氏春秋、安死、ハハ、中壽六十、久之、不過百、中壽、不過六十、といひ、下壽といひ、れども、五十八下壽あり、後世修養之方、廢せり、よ、七十古來稀の句あり、遂は五十をり、壽の大齊とも、亦悲くしむや、又知るといひ、ほききあり、人の算賀は四十を不惑といひ、五十を知命といひ、六十を耳順といひ、ともあり、みづく年を數へ、四十を云云、五十を云云、六十を云云といひ

とのわらあらぬごとし、不惑知命ハ聖人ハ限り、凡夫年四十ありと惑ざるもの、あらんや、五十なりと、いづる天命を知るべし、と、只その年とわつとみづく、聖智は比ふハ自負の甚し、なわらぬ、人心各異、れども、この情は、おれ、死ハ壽福の樂は、あつても、彭祖も死し、嶋子も死せり、數百の壽を有とも、將死と死を、此一日を惜むの哀、老少異あると、なつべし、既、この生を得たり、孰、その死を脱るべし、を不死といひ、のあり、毗騫國の長頭王是なり、梁書、卷五、列傳、四十諸夷傳、云扶南國、在日南郡之南、海西大灣中、去日南、可七千里、在林邑南、三千、里、云云、又有毗騫國、去扶南、八千里、傳其王身、長丈、頭長、三、尺、自古來、不死、莫、知其年、王神聖國中、人、善惡、及將來、事、王皆知之、是以無敢欺者、南方、號曰、長頭王、云云、國法、刑罪人、並於王前、噉其肉、國內、不受、估客、有往者、亦殺、而噉之、是以商旅、不敢至、王常、樓居、不血食、不事、鬼

玄同放言卷三中 〇上壽知命長頭王 仙鶴堂梓

鉦とたて念佛を唱へ程は路ゆく人の投與する錢をゆゑに數すく三貫文ありしなり
 この後又方金二方と錢二貫をゆゑにこの金錢をゆゑに石像の地藏菩薩を造り
 せんとせしゆと五右衛門伊右衛門ホそのゆゑを助つて程もゆく落成せ即街
 道の人家離れる間居たりし妙圓欽びく毎日石像のほろり侍り鉦を
 敲ち念佛ゆゑに懈る事なく程は武藏の日野の新法寺天台糟谷村の正忍寺
 宗の両住持の近郷ゆゑに大徳あり此の両僧一日妙圓は地藏の画像各一を
 授けりゆゑ汝このみほりけせよく念へ人の為にか持せよか深信念の必應驗
 あらんゆゑに毎月は四月八日十四日廿四日の四日この日ハ禱るとも效なり自餘の日ハ障
 碍ありしゆゑその念佛の功德り人の病苦を救ふとありしゆゑに修行者かを
 叮嚀ねんろう教示せしゆゑにこのゆゑに傳へて試よその加持を受るは應驗ありしゆゑ
 と形その咒法譬ハ難産のゆゑに地蔵あり何がが妻は安産せし玉の糸
 南無阿弥陀佛南無阿彌と唱へるゆゑに立地は安産とみその他何れもその父

妙圓石地藏圖

寫真

武藏國多磨郡金子村人家をわれし脚
 板橋のほろり立地江戶ありゆげ右のこいあり

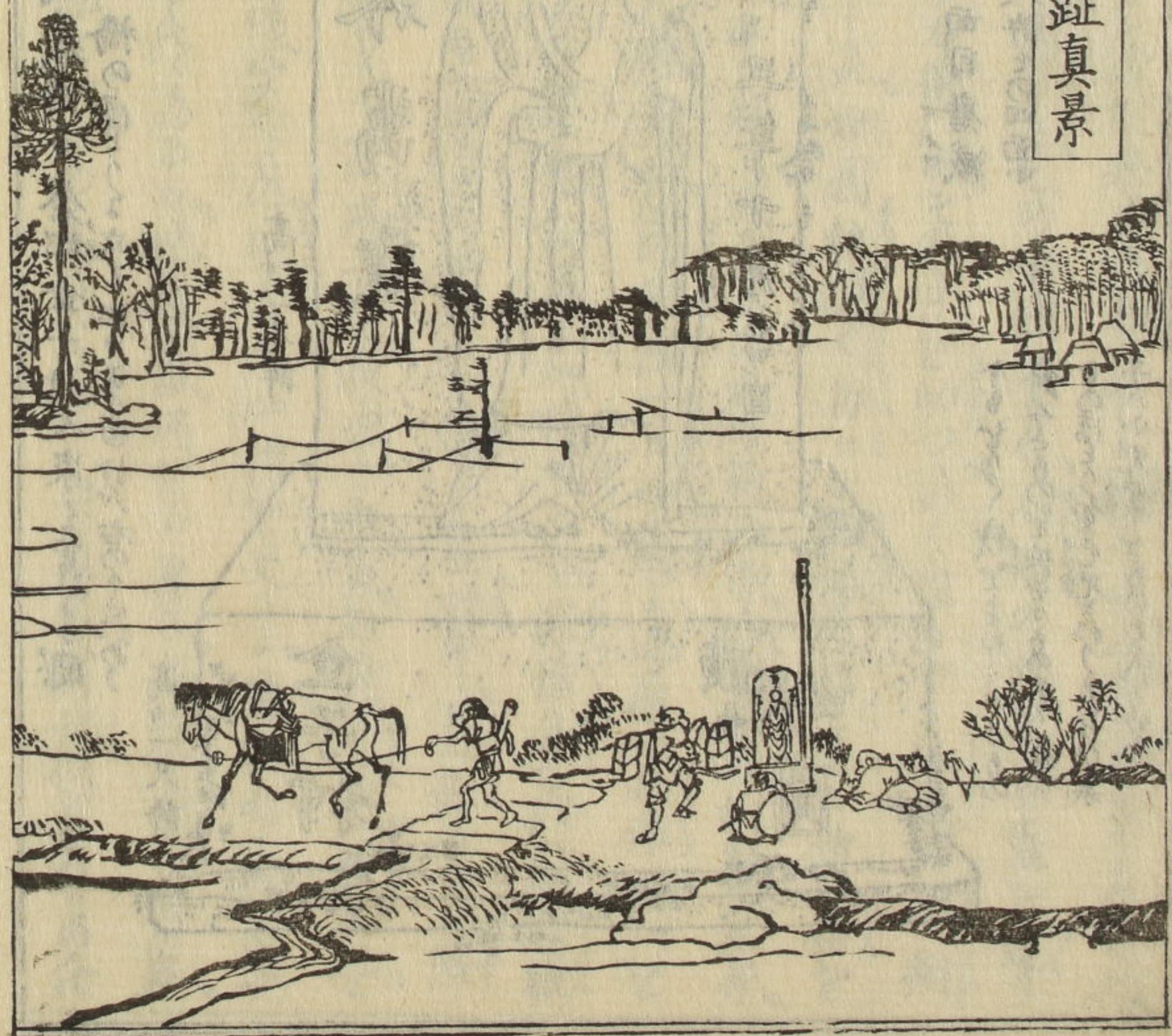


佛像ハ石中ハ半體を彫出せし面目磨滅
 都く圖の如く石ハ總高廿三尺許の四面
 籬笆あり後ハ造りしえりゆあり

今もせり錢をよめしゆゑの
 餅をゆゑに供するゆゑに錢ハ
 そのほろりありしゆゑに果
 子ハ小兒輩がゆゑにゆゑ

金子村妙圓常念佛遺趾真景

己卯夏日。渡邊華山子。為余之著是書。躬趣于金子村。寫其真景。者即此。雖未足以為奇。然彼我用心。出於勸懲。若夫縑流。口說法。而行不依律者。披閱是書。肇知有彼尼。據是地圖。以詳其事蹟。則欲無羞。可得乎哉。華山子有感于茲。畫成之日。徵余書於其上。層余云。阿含經不云乎。盲龜浮木。百年猶難值。蓋人間為苦海。眾生為盲龜。浮木即菩提也。若



彼妙圓盲又盲者。而獲難得之浮木。大凡若是因緣。不可以言。唯以意可贊也。因錄於徵書記。草根集第八所見之歌。以塞笑云。

玄同居士



妙圓が墓ハ
この敷の
うらやま
あふり
田畑の畔
あり

華山一画

仙鶴堂梓

祈願のまゝに唱へ、地藏菩薩に祈請し念佛の外、他事あるれども一切成就せざる
 とす。かく終ひて年を経く、いぬ丙子の春北比よりあふり、あれがごとく加持せられたる
 いろなる故とて、同は吾儕明年の冬十月廿八日念佛往生の素懐を遂べしとて
 猶加持せらるるに志願の妨がんとし、理ありてみればその意に任まらぬとて、殊と
 なる難産ありて強くとその加持を請ふに必應驗ありとて、かく丁丑の秋、妙圓ハ
 所得の錢八九貫文ありとて、葬具を買んとし、村人ホ、その死期を告ぐるを
 まるといひ、いづれに渠があまり、棺經うらななど、そのへく遣はると、かく程ハ
 かく月廿三日ハ、与五右衛門が親の遠忌に當り、よるその日、妙圓をよび、索麩を
 食せざるは、箸をとると四五椀に及べり、これをよみ、一室もするもの、老尼を食せしハ
 うち我れともや死ぬるといふ、其の多かりき、かく廿六日あり、けいひる人、此
 世の暇をせん、とて、与五右衛門が女、名ハ、よきと掖して、村長の宿所へ、らと一村遺り
 なく、うち巡りて別を告且、年来の恩恵を謝する、人みれば、心をかく受り、次の日、廿七

妙圓ハ浴をせし、ほしとて、いぬ、朝ら湯を沸し、あろぬるもの、西三人扶け、
 垢を流し、はら、秋とて、大く、は、翌ハ、示寂の日、廿八日、村人ホ、その消息を
 んと知り、廿八日ハ、伊右衛門が家より、昨夜の終り、臥房をせ、小横に
 身を倚り、合掌念仏する程、その声漸細り、伊右衛門急し、人を走らせ、
 村人ホ、集合して、はら、共念佛と、与五右衛門立ち、その脈を診、右の寸口の
 絶、終焉に程あり、とて、呼吸を復し、何なり、やん、いひ、ま、安とて、くも
 あ、示せ、一日後、十月廿九日の亭午、合せる堂を、故とて、い、
 愛、往生あり、時、年五十九、死後、いと清麗なり、人、念佛の
 功德を感嘆せ、かくて十一月二日、送葬し、示寂の兩日、又その送葬の日、里ホ、群集、その遺財
 方金云、云、錢云、云、あり、けり、あ、足らざる、と、村人ホ、相助け、葬式形、の、如、く、り、ひ、
 識者云、妙圓が示寂の時、一日後、正念の後、強く加持を乞ひ、渠が、
 出、あ、と、丁丑の冬、柴田元亮、余、この、を、告、云、吾、僚、友、小林、生前、

鄙醜を求るもの浮圖氏之老佛中を求るもの多うべし。あつれども人間は
 要於の求めこれと人事を求人。孔子曰。詩三百。一言以蔽之。曰。思
 無邪。篇。政苟思邪。邪。道の中よりあり。あつれどもその思慮欲作。味
 須臾もあらず居ざらん。故老子四十章曰。為學日益。為道日損。損
 之又損。以至於無為。無為而無不為。と云ふ。この語ハ易の損益二卦
 出たり。易曰。損。損下益上。其道上行。又曰。損而有孚。元吉。又曰。
 損剛益柔。有時。損益盈虛。與時偕行。序卦曰。解者緩也。緩必
 有所失。故受之以損。損而不已。必益。故受之以益。益而不已
 必決。故受之以夬。夬者決也。云云。老氏の意をこれと解す。損を多し
 益を少し。益なり何ぞ損せん。諸子百家の言ハ。學問の益あり。と云ふ。益は
 益なり。益は後損をば。豁然とて曉る。と云ふ。これ學問の至益。これを縛と云ふ。
 水と取るとの譬。始。と云ふ。違ふに至らんとす。ハ。罐は過不及あり。自由

なり。引のほく後降せ。速く便宜に隨ふ。これを益と云ふ。損と云ふ。易曰。益
 損上益下。これと云ふ。道を為と云ふ。釋教の悟道。これと云ふ。攷古
 質疑。卷。莊子の大宗師。顏回曰。回益仲尼。曰。云云の語を引く。
 老子損益の説を解す。易曰。及ぶものと云ふ。聊ある愚意を述
 これ老子八十一章中の牡鑰。と云ふ。學問の秘鍵あり。損は處く益を知。これを
 名つけく。虚静と云ふ。坎動く。静。静の静。静の静。静の静。動するもの。老
 佛の静。梵書これを禪定と云ふ。禪ハ静之定。静なり。又これを觀と云ふ。觀
 五義あり。觀して煩想を脱する。山壑一等。心山壑一等。此ハ物と云
 載る。と云ふ。あつれども衆人日入。と云ふ。我を利と云ふ。彼を待。利は
 警尼が加持は有驗なり。も無為なり。と云ふ。為もの譬。ハ。響の響。應るが如。これ
 あり。びく。應驗あり。と云ふ。加持の彼。驗あり。と云ふ。彼が思欲の。と云ふ。加持は驗あり。と云ふ。
 の。怪。む。足ら。且。その死期を豫る。智也。亦知ら。と云ふ。譬ハ。病猫の

よくその死を知りて、さうしてその骸を藏せしめり。こがその死期を知りしは、
死期のものを知せしむ。亦怪む足らぬ。彼衆人のあつて智あり。この警尼獨愚が
如し。その智中々及ぶべし。その愚中々及ぶべし。既に已を虚ぼるをばり。と
佛の事あり。父母の事あり。孝女たる人。君の事あり。忠臣たる人。良人の事あり。貞女
たる人。子を養ひ。慈母たる人。惜る人。人事を得ず。故に好むといふ。も竟に功
あり。ことを念佛の功德といふ。宜あり。是を人事とせしむ。渠よくあは至んや。

第三十四事

藤原経房

いぬ丁丑の秋、摂津國能勢郡出野村出、以、音、野、以、訓、ある。勘兵衛て農家の天井
より、奇書一通あり。その書は竹筒に籠り、水銀を以て充塞し、うち披く
ると、壽永の鬪戦の。安徳天皇後亡の忠臣、左少辨藤原朝臣経房の遺
書なり。私に忠告あり。わが世に、私に忠告あり。わが世に、守云云の後、その書は返
玉ひしむ。實説なり。耶あり。その書は由れば、舊録軍記に、耶あり。その書は由れば、傳方如くあり。

當時先帝ハ恙なく戰場をさま玉ひて、世にうまひを潜くせりませし。といひ。
京の人森嶋守近森嶋守近、魚、琴、もこの書を傳へ、余に云云と告り。その書の
まほさは、更に彼人を芳煩はると二年に及びつ。守近がくく、わが人は就て、芳煩はると二年に及びつ。撰津の
人某氏の写本を借抄し、遂に郵附して、余に送る。余にこれを獲て、燈下で閱せし。
つるに、信くたりのあり。その書は云、あとい、建保五年丑の死日、源の
ちげまより、給へり。西年の五十あり。いとせし。云云種長を十とせあり。九とせ
まへは、あまうし。景家々十とせあり。三年あへは、かちぬ。種長の、あまうし。景家々十とせあり。三年あへは、は、
刑於太師廿八才。景家の子小次郎平三。□あまうし。種長の、そ、
六才あり。より、田うへ。畑うへ。く。世をといふ。ぬ。あまうし。は、
さ。か。あ。も。あ。く。は。は。れ。も。今。そ。の。こ。の。あ。な。く。ぬ。け。あ。も。あ。ま。う。し。は、
□あまうし。種長の、そ、
三月廿四日の日二位殿ひとう。典侍大納言局。□あまうし。種長の、勾當内侍阿房の内侍右の

將基道これ徑房大輔判官種長郡司景家とせられ我家の運命なまつめ
 うらまえて家のうち盡うると主上門院同一道は御幸なりまうん空をう
 何國の浦何國の山此奥も御幸なり後の世はたてともあさせ□□□砂金いり
 とうりこそせよこのまふやたて入源氏と□もろともいつて玉簪を惱ませまうん
 ひろの□□一門の屋うらまうん命あうらまかほを扱を異氏のもれをう
 供奉さるわれと女院へまらほげ捨ひるるものれうの火水の中まても供奉
 まへきとかほへうらまうん心つう供奉し□れと秘んうらまか□せあれとも
 皆涙のこもるくまをほのへまうんありまわ中此山あひまををのへてこの
 んかまへてうらぬ主上典内侍徑房種長うらうの磯へ漕まうこの小舟は女院
 大納言□勾當内侍阿房内侍基通景家のうてああへあまらひひ世段
 まうんまうぬんいそわ源氏うらうとあまらひひあまらひひあまらひひ
 まうんまうぬん一門の人々あうらこれ海の中もうらまひひ二位との知盛

卿のこれあまらひひまうんまうぬん一門の内あまらひひまうんまうぬん一門の御
 うらまえてのせはひ海へ入らまうぬんまうぬんまうぬんまうぬんまうぬん
 あまらひひまうぬんまうぬんまうぬんまうぬんまうぬんまうぬんまうぬん
 まうぬんまうぬんまうぬんまうぬんまうぬんまうぬんまうぬんまうぬん
 まうぬんまうぬんまうぬんまうぬんまうぬんまうぬんまうぬんまうぬん
 典侍の玉さう路み主上はあまらひひまうぬんまうぬんまうぬんまうぬん
 のつれあまらひひ景家とあまらひひまうぬんまうぬんまうぬんまうぬん
 云云これより下三月廿八日は石見國とまうぬんまうぬんまうぬんまうぬん
 國府は近つた十五日は能勢の長尻といふ処あり野間の郷へまうぬんまうぬん
 みちまうぬん先帝御惱のうら七月二日に至りまうぬんまうぬんまうぬん
 竟この里は潜せまうぬんまうぬんまうぬんまうぬんまうぬんまうぬん
 長月廿日あまらひひ紅葉を御覽はると河合へ御幸ありまうぬん先帝のあまらひひ
 仙鶴堂梓

當時典侍と唱一女官多り。帥典侍ハ中山中納言顯房卿の女平大納言時忠卿の妻。中宮御産の時御侍乳參り。御乳人なり玉ひり。並源平盛衰記卷十五。一の御乳母あり。大納言典侍ハ平重衡卿の妻と東鑑卷四。盛衰記卷四。五條大納言邦綱卿の女重衡卿の北方の妹。先帝の御乳母あり。同書十五。大宮太政大臣伊通公御孫鳥飼中納言伊實卿ノ御妹。五條大納言邦綱卿養子。本三位中將重衡卿北方先帝ノ御乳母也。と。前重衡卿の北方の妹とひひ。阿房内侍ハ同書卷。辨入道貞憲ガ女也。と。り。か。れ。も。源典侍とひひ人所見なく。右將基道大輔判官種長も未詳當時。関白藤原基通あり。基道を基通とも書れ。こと同名の人歟。り。又。平家恩顧の侍ハ景家とひひ。飛驒守景家なり。盛衰記卷三十一。飛驒守景家。卷三十二。中。景家とあり。卷三十八。下。中。景経とあり。筑後守貞能。越中二郎兵衛盛嗣。ホ。劣。り。勇悍の老武者なり。檀浦の戦ひ。

景経も陣歿せり。同書。同。人。と。り。杖書。の。郡。司。景。家。ハ。受。領。何。國。の。郡。司。な。り。か。も。も。不。審。知。り。就。中。疑。ひ。信。じ。た。の。書。を。遺。せ。り。左。少。辨。藤。原。経。房。あり。何。と。か。い。壽。永。元。曆。の。間。辨。官。ハ。経。房。と。字。え。り。左。大。辨。藤。原。経。房。あり。この経房卿ハ平族幼帝國母を挾。と。都。を。落。う。と。死。俱。ハ。西。國。へ。多。く。都。も。も。多。く。上。皇。後。白。及。後。鳥。羽。の。朝。ハ。仕。り。中。納。言。と。歷。く。大。納。言。ハ。升。進。し。正。治。二。年。閏。二。月。十。一。日。年。五。十。八。中。薨。り。源。平。盛。衰。記。卷。三。法。皇。自。天。台。山。還。幸。事。段。云。同。日。壽。永。二。年。左。大。臣。經。宗。中。畧。左。大。辨。經。房。新。三。位。季。經。新。宰。相。中。將。泰。通。參。ラ。レ。ケ。ル。同。書。義。仲。行。家。受。領。事。段。云。八。月。十。日。法。皇。ハ。蓮。華。王。院。ノ。御。所。ヨ。リ。南。殿。へ。移。ラ。セ。給。フ。其。後。三。條。大。納。言。實。房。左。大。辨。宰。相。經。房。參。給。テ。被。行。除。目。ケ。リ。同。書。賴。朝。征。夷。將。軍。宣。ノ。事。段。云。壽。永。二。年。八。月。日。左。大。史。小。槻。宿。祢。奉。ル。左。大。辨。藤。原。朝。臣。在。判。ト。被。書。下。ケ。ル。同。書。關。官。恩。賞。人。々。ノ。事。段。

同元治十二月十七日云云可豫議奏入々トテ関東ヨリ交名ヲ注進ス右大臣
 云云藤中納言經房云云也諸家大系圖第七藤原氏譜經房頭藏人
 民部卿大宰帥正二位之事參議大辨權大納言母中納言俊忠女正治
 二年二月晦日出家今日進辭狀同年閏二月十一日薨五十八歳系圖
 以三事ハ書の大禹謨出詩の小雅有之云云云一卿三職を之外左少辨
 藤原經房とのひ人絶く所見なく縦これありとも當時同姓同名中共
 大少の辨なりといひ誰も信ん且つの薨卒の年前後ありといひ共は五十八歳あり
 終りも亦怪むべし人のまねるもあり安徳天皇西海に没せ玉ひ段を参考す
 東鑑四元曆元年三月廿四日條下云於長門國赤間関檀浦海上源
 平相逢云云及午尅平氏終敗傾二品禪尼持寶劔按察局
 奉拍先帝春秋共以没海底建禮門院藤重入水御之處渡
 邊黨源五馬允以熊手奉取之按察局同存命但先帝終不

令淳御若宮今上者御存命云云同年四月十一日義經朝
 臣注進條下云一生虜人々云云女房帥典侍先帝御大納
 言典侍重衡帥局二品按察局奉抱先帝雖源平盛衰記卷四
 二位禪尼入海段云二位殿今ハ限りト見ハテ給ニケレバ云云寶劔ヲ
 腰ニサシ神璽ヲ脇ニ挾テ殿給フ先帝ハ云云云云宣ヒテ海ニ
 入り給ヒケル女院ハ後レ奉ラジト御焼石ト御硯ノ箱トヲ左右ノ御袂ニ宿シ
 入レ御身ヲ重クシテツキテ海ニ入セ給ケル渡邊源次兵衛番ガ子三源五
 馬允昵ト云者急飛入テ奉潜上ケルヲ昵ガ郎等熊手ヲ下テ御髮ヲ
 カラ卷テ御舟へ引入奉ル又云神璽ハ海上三浮給ヒケルヲ片岡太郎經春
 取上奉ル愚管鈔五卷ハ御舟ヨり出平氏ハ云云西國ニ移シト云云長門の門司の
 関檀の浦といふ所あり松の木あり主上ハ祖母の二位宗盛の御母也
 神璽寶劔と具ス海ニ入リテ神皇正統紀五卷安徳天皇紀云清盛ガ

後室後二位時子といひし人此君をゆゑたきなり。神璽をぬとらふ。寶劍を
 腰よきとみく海入りぬ。あまきりかきし乱世に保曆間記中。壇浦合戦段云
 二位殿今ハ限リと思ハレテバ寶劍ヲハ腰ニサシ神璽ヲハ脇ニハサシテ先帝ヲ
 按察局一懐カシ奉リ海へツ入リ給ケル。譬へハ平家ハセブ共先帝ヲサヘ失ヒ
 奉ル。更淺増ナシト申ス。ニ及ハズ元ヨリ此花危ハ武キ入リケル程ニカレ更ヲ
 計ケルコソ淺増ケレ。女院モオクレ進セシト飛入セ給ケルヲ取上奉ル云云
 神璽ハ浮タリケルヲ取上奉ル。あまきり證文各小異先帝と二位尼抱きしりといふと按察局に記あり
 類あまきり大くくを相おれり。この日ハ白晝の合戦なり。あまきり海上のうみ
 經房ハ翅あつとも先帝ヲ供奉し虎口を脱する有る死勢ひなるを
 東海談下この段を論し云諸源の諸平を滅しんと死二位尼天皇を抱き
 傳國璽を帶入水せり。女心と謂つべ。この女あまきり最拙死をうけり。今の
 女ハ却くかきりひきまきり。天皇とやまきり。至極のいひまきり。東鑑及

保曆間記。按察局先帝を抱きまきり。入水せり。とやまきり。按察局ハ存命先帝の
 尊嚴の浮せ玉ハぬと疑ふものあり。これハ人彼經房の書を信く二位尼の宛とも雪む
 べく數百年來の疑ひを解んぬ。只この書ハとて賣弄もあらん。小説傳奇ハあり
 あり。誰も作説する偽とあるものあり。証するものも猶淺かり。古書を偽作せり。ハ
 竊縁ひそか所あれ。講者も不圖欺あざむくことあり。あまきりとの害深し。蜚料ひりょうの魚
 子こハ似るハ何ぞ久しかりん。砥砮ていその玉たま混まる。嗚呼あああまきりか惑者まどかしの云ふこと
 いへども和漢今昔同名の人時ときを同おなする多おほう。あまきり。余あま云然しか。左大辨藤原經房と
 左少辨藤原經房を別人ひとなり。あまきり。あまきり。猶理義ゆかり稱なるを。あまきり。二位
 尼竊ひそハ經房ハの西臣一婦人ひとを先帝みかど傳つたへ。あまきり。潛幸せんこうハ。あまきり。三種の
 神器かんぎと玉體たまとをえまきり。あまきり。彼書あまハ。あまきり。寶劍ハ。須磨すまゆく失なり。あまきり。かほ
 神璽内侍かんじ所ところあり。あまきり。別船べつせんハ。在あり。早はや取とり。あまきり。便べんあり。あまきり。あまきり
 二位尼の先帝を潛幸せんこうなり。あまきり。源氏げんじと。あまきり。あまきり。あまきり。舊都きゅうとハ

還幸の議及びつども先帝ハ上皇後白河のめん為の中ん孫のついで後位ハかかせ
 玉つどもつら強顔わつを玉の志き又鎌倉幕府頼朝もあつり平家ハ朝敵
 且父の讐言われば討滅しもあつり自家を営むの奸ありといふとも後世明の
 燕王名、棟、太祖第四子、是為成祖、文皇帝靖難を倡て都城を陥れ建文帝名、允、太祖孫、懿文太子之子
 ねんと謀り類あつたれ亦先帝恙なくせりおせりといふるハ必その脚座を儲て
 迎とりつらるべきは彼三臣ハ次の年れ夏まも竟還幸の議かろまへつらるる其も
 平維章が二位尼と論ひいどく天下の共主とありつらると忘れらるる又
 との志操上皇へは移りてあひまうく會誓の恥を雪りあつせんるるあつり
 まるる密に平家の殘黨を招れ集んとし相謀りつらるるあつらるるあつらるる
 朝敵ら平家の落人へ等く露命を繫くまをこの身の身れ務ませへつらるる
 この後生机上の論よと當時の勢ひかは還りまうくつらるるあつらるる
 智勇の足らざるのれつらるる忠を義とあつらるるあつらるる遺書をとりて

明の史概が致身録は擬はつともとの趣似くとの事ハ非かり致身録を彼中い信
 りあり偽とつらるる傳寫の異聞故より定説ありむか孟氏ハ萬章を答ふこと
 再三好事者為之也萬章篇上といふことせり好事のあつらん其の實はたつ
 ありまの顧や経房の書一卷の小説ありそれを實録といふハ好妻のまをたつらるる

第三五人事 小松内大臣 平重衡並北條時頼 徹行餘論附出

平家物語小松大臣熊野詣の段 小松内大臣重盛父入道相國淨海の不臣惡行を諫うこと
 治承三年の夏の比盛衰記五月とあり公達引具して熊野へ参詣し父の惡心止とれあつた
 重盛が運命をつらるる来世の苦難をたしけ玉へと祈玉云云の條下云两个の
 求願をへし冥助をあはせるとめんをさうく祈念せられまはつらるる
 火のやうあつた大臣の肉身よりあつたあつたあつたあつたあつたあつた
 まうるれどもあつたあつたあつた大臣下向の時若田川をさうくあつたあつたあつたあつたあつた
 惟盛以下公達淨衣の下より色なきあつたあつたあつたあつたあつたあつたあつたあつたあつたあつた

年を延ぶるはかくその死を速くするを多うが如し。神佛の應驗も易にわかれぬや
 とも。利口せしむるはかく死。俗は小松の大臣と菅公。北條泰時と並稱して。天朝の三賢と
 比せり。あれども前輩或はその不学を譏り。その瑕疵を以りあり。毎夜は影の燈籠を
 照らし。又宋の育王山へ黄金を寄布せしものなり。讀史餘論。駿臺。唐山へ黄金を渡す
 るは一定違ふ。宋史。列傳。日本傳。乾道九年。高倉院承安三年。始附
 明州。綱首。以方物入。貢。あれはこれを盛衰記に合考する。育王山送金事
 段云。大臣ハ我朝ノ三寶ニ財寶ヲ抛テ給フ。ニ非ズ。異國。佛陀ニ志ヲ運給ケル
 奥州知行ノ時。氣仙郡ヨリ。金千三百兩ヲ進タリケル。妙典ト云。唐人ノ筑紫ニ在ケルヲ
 召テ。百兩ノ金ヲ賜テ仰ケル。千二百兩ノ金ヲ大唐へ渡スベシ。其内二百兩ヲ育王山ノ
 衆徒ニ與ヘ。千兩ヲ八帝ニ獻テ。當山ニ小堂ヲ建立シテ。供米所ヲ寄進セラレ。重盛が
 菩提ヲ吊テ給ルベシト可申ト云云。この段平家物語は安元の春の比云云。宋史は
 由是承安三年の事なり。又燈籠大臣事。段ニ大臣ノ常ニ住給ケル所ヲハ

東へ十二間。南へ十二間。西へ十二間。北へ十二間ノ屋ヲ立テ。四方ニ四十八ノ間ヲ點シ
 一方ノ十二間ニ十二光佛ヲ一體ツ。奉立タリケレバ。四方ニ四十八體ノ十二光佛
 御座ケリ。其御前コトニ常燈ヲ燃サレケレバ。四十八ノ燈籠アリ。暗夜ノ星ニテク
 澤邊ノ螢ニ似タリケリ。上ハ二十歳。下ハ十六歳。色深ク身盛ニ。姿人ニ勝。形類
 ナキ美女ヲ四十八人擇テ。常燈ニ人ツ。付テ給テ。油ヲ添燈ヲ挑テ。置レケル。齡
 二十ニモ餘ケレバ。取替。取替居ラレケリ。日没ノ時ニ成ケレバ。四十八人ノ女房達。衣裝
 花ヲ折。蘭麝ノ芳ヲ新ニシテ云云。又彼四十八間ヲ廻リケル。心ノ闇ノ深ヲバ。燈
 籠ノ火コソ照スナレ。彌陀ノ誓ヲ憑身ハ照サヌ所ナカリケリ。ト別ノ詞ヲ交ヘズ。是
 ハカリヲ折返シ。謠ハセテ。我身ハ中臺ニ座シ給ヒ。是ヲゾ聽聞セラレケル。並出卷と
 以テ。佛子供養。燈籠をば。法師は。佛子に當らるべき。斯影の美女を多く
 せられ。抑何の爲ぞ。これ亦その死を速くせん。一は佛子。佞媚して。身後を
 憑。一は女色の刃を借。その命根を断んとせんと。あつたは大臣の親先

たれど豊せりハ熊野の神に感應ありてこの色相四十八如菩薩の利益なるは快
 これも亦あらず。あま至り。柳宗元が非國語あり味ひあり。この大臣は死後從
 善の人と見え。あま大賢と見え。あまあらぬがたなり。〇附て平家の上臈多
 智中よ三位中将重衡相國情盛のモ尤好色の人なり。一期の不覺女子と小人を愛せし
 よま。既擒りて。都に幸れり。法然を招待し。罪障懺悔の辞を。父入道
 相國の命より。東大寺を燔らる。第一の罪惡とす。〇附て平家の上臈多
 氣象あり。駿臺雜話より。好く人の非をいふとあらず。余も亦此の二つ
 引出く。自他の戒め。ほきとあり。東鑑卷八文治四年四月二十五日條下云。辛卯。今曉千
 手前平家物語盛衰記並作卒去年二十四。其性太穩便。人人所惜也。前
 左三位中将重衡。参向之時。不慮相馴武衛送遣重衡千手前事。見同書。三元曆元年四月
 廿日。彼上洛之後。戀慕之朝夕。不休。憶念之所積。苦為發病之
 因。欬之由。人疑之。云云。重衡數千騎將と。敵陣に臨むの日を。

敬事
 孔子家語曲禮子夏曰。曲禮子夏曰。又これと大同小異多。

堅を推し。銳を劈し。命よ代人と欲する士卒一人も。既よその軍敗れ。生田森とく。
 莊三郎家長よ生拘と。重衡の愛臣。後藤兵衛守長と。その主を捨。その馬
 轡轡目ナシを奪く。逃失と。見盛衰記廿七。かくて鎌倉よ送らぬ。暫幽せ。その日。龍居の
 徒然を慰ゆる。歌妓千手と。至り。別を惜。死を悼。思慕し。命を預と
 も。あり。こも士を愛せ。婦人を愛し。賢を用ひ。倭人を近づける。その
 生平を見るよ。足ら。國語魯語曰。公文伯卒。其母敬戒其妾。曰。
 吾聞之。好内女。死之好外士。死之。今吾子夫死。吾惡其以好
 内聞也。二三婦之辱共先祀者。請無瘠色。無洵涕。無指膺。無
 憂容。有降服。無加服。從禮而靜。是昭吾子也。仲尼聞之。曰。女
 知莫如婦。男知莫如夫。公文氏之婦知也。夫と。魯の敬妻ハ婦
 人。これよ。その賢。かく。又重衡ハ累世武弁の家。生れて。貴た。三位の中將
 たり。一毫も學問く。こも。此書を讀。あ。その身。斧鉞よ。死ると。い。估客

村翁むらおんもだも笑わらふ恥はぢあわく。関羽かんうの好このく。春秋左傳しゅうしゅうさしやうを讀よむ。又將帥しやうしの用心よんしんを知しらる。只是ただこれのいふにあらはず。免都めんとはならず。土肥とへ二郎にらうは請こむ。木工馬むくま允友時いんゆうじを使つかひ。年とし來きた相狎あひなむ。内裏うちらの女房にようぼう。櫻町中納言さくらまちちゆうなごん成なり。書かきと與歌よを歩あり。盛衰記せいすいぎ又南都なんとへ送おくる。遺いらる。醍醐たいごの邊へら。源藏人げんざうじん賴兼らいけんの後のち者もの。日野ひの大夫だうふ三位さんいの宿所しゆくじよ。立たり。その内室うちむろは對面たいめん。列離れつりの哀傷あひせう外聞げいもんを憚おそらる。盛衰記せいすいぎその痴情ちじやう。女子こし小人の態たいめ。將相しやうしやうのへい。あまくもあらず。既すでに南都なんとを斬きる。其そのを讀よむ。經きやうを托たくく。時ときを移うつす。實平じつへい。土肥とへ二郎にらうをこへりて敵てきを敵てきに渡わたす。昔むかしより未聞みか。賴朝らいぢやうも彌勒みらくの世よをこも持もつ。云云うんうんといふ段たん。實平じつへい答こたへ。二位家にらいけの計けいひ。少すく少すくハハ。法皇ほうわうの御計ごけいをこも候まをり。就すなはち其その鎌倉かまくらをこも善便宜ぜんべんぎの候まをり。御自害ごじがいハ候まをり。身みの血ちをこもあらず。佛ぶつを害がいする。似にたり。それハ自害じがいハせ。怖おそれ。只今ただいまも首くびをこもかたんをバ流石りうせき妄念まうねんも起おこり。何なにといふ振ふり。吾われハ知しら

世よをこも頭かぶを打うつ。盛衰記せいすいぎ四十五しゆじふごの說せつと利り口くち。その法ほふその愚ぐに甚こし。又また多く得える。かた。人の考かうも。平家へいけの三不肖さんふせうハ池大納言いけだいなごん。賴盛らいせい内大臣ないだいじん。宗盛そうせい三位さんい中將ちゆうしやう重衡じゆうかうなり。かたの考かうハ父兄ふけいの威德ゐとくより。槐門かゐもん清花せいゐゐの上のうへより。その半生はんせいだも保たもつ。猶幸なほさいちやうと。孟氏めうし論ろん孔子こうし之言のげん曰いは志し士し不ふ忘わう在ざい溝壑こうとく勇士ゆうし不ふ忘わう喪さう其その元もと。藤文ふじぶん公こうは僕夫ぼくふより。常とこより。この語ことばを記誦きじゆ。その志こころを行なす。難がた。時とき賴入道らいにりだう。道崇だうしゆうが國中くにちゆうを微行ゐかう。守護地頭しゆごぢちゆうの邪正じやせいを察さつ知ち。小説せうせつハ彼入道かにりだうの執權しやくけん。その政せいより。嚴密げんみつなり。時俗ときぞく竊ひそか。畏おそり。云云うんうんといふ。時賴ときらいハ刻薄こくはくなり。讀史餘論よみしよる論。卷まき之の下した。云い。時賴ときらいその兄あに。經時きやうじハ其そのの主しゆ。賴經らいけいを逐おひ。その後のち三浦みうら泰村たいむら一族いちぞくをこも。終つひに滅めつ。又またその主しゆ。賴嗣らいしゆを逐おひ。峯殿みねのどの道家だうかの薨こうせ。世よの人ひとハ関東くわんとうの籌策ちゆうさくを疑うたがひ。程ほどは。なく。舊主きゆうしゆ兩人にりん。賴嗣らいしゆ。共ともに薨こうせ。其その疑うたがひ。故ゆゑに。かく。

玄同放言卷三

〇時賴微行餘論

仙鶴堂梓

約つてこれを裁き、偽をりて刑を行ふ。君子のせざる所ありて、彼人獨れを
 忍ぶ。あるは夏禹の仁は比に、論諫の飾文ハ論を足らぬ事みだりかく
 狐疑ふく、政事嚴密やく、變詐奸計を宗とするより、諸國の守護地
 頭ハ百姓浮浪人をも、おびつて心をせまき、最明寺殿と、あひひくよ
 國中を行脚し、あつてあをうまふ、このいへる人、この入道ハ寛元
 三年、この兄經時ハ嗣と始て執權より、時年十九弘長三年十一月廿二日卒、時年三十七との間
 十九个年、最多事なり、凡何の暇ありて、諸國を微行志き、且足跡の至とる限
 あり、視聽の及とる亦限あり、奚ぞ我往をのり往とせん、又奚ぞ我視聽をた
 視聽と克、故老氏曰、不出戶知天下、不窺牖見天道、出彌遠其
 知彌少、是以聖人不行而知、不見而名、不爲而成、老子四十七章老氏の
 かくいふよりハ、易繫辭曰、夫易、聖人之所以極深研幾也、唯深也
 故能通天下之志、唯幾也、故能成天下之務、唯神也、故不疾

而速、不行而至、老子とるまろそは、老子の聖王賢相ハ、民の往を
 りて往とし、民の視をせし視とし、民の聽をせし聽とし、民の言をりて言と
 せし言、故周書泰誓曰、天視自我民視、天聽自我民聽、老子とる天ハ
 民の心をりて心とし、天の視ハ、民の視を、天の聽ハ、民の聽を、老子なりと
 り、夫一人の視聽をりて、よくこれを視し、よくこれを聽し、老子とる故孔子
 曰、多聞擇其善者而從之、多見而識之、知之次也、論語故孟子
 曰、左右皆曰賢、未可也、諸大夫皆曰賢、未可也、國人皆曰賢、
 然後察之、見賢焉、然後用之、梁惠生知之聖、孟子多聞は從ざる
 なく、大賢の言、民心は由る、孟子故曾子曰、十目所視、十指所指、其嚴
 乎、大又墨翟が異學、孟子の論亦相同ト、墨子卷二尚同下、墨子一耳之聰也、墨子然るを時頼
 入道、五介年行脚し、纔ハ經世一人を得、孟子夫海内の廣、孟子親く視聽の
 及ぶまめ、孟子纔ハ一窮士を優よせしとて、國ハ愁訴あり、野ハ遺賢なり、とあるハ

違ふ時俗の理義は暗き。時頼を賢明とせんとく。却てこれを愚將とせんとく。傳く以口實と成。嗚呼嘆息きうら。

第三十六事

狄青錢ト

小説載楠挾間之役信長夜謁熱田神祠禱之曰。駿兵百萬既陷數城勢吞中國士卒戰栗不知謀所出自非假神威以逆擊之豈可得克大敵乎哉。因顧軍士曰。孤欲以錢卜試雌雄焉。今所投數錢皆形面為孤必大捷若無背為無則議和焉。耳此明神之心也。祝了手自擲數錢於幣壇使左右抗火視之。乃其錢皆面時神宮中忽聞鳴鑼士卒感激勇氣百倍信長亦大喜明日進兵大戰于楠挾間一舉獲敵將義元首級蓋信長好詭計竊用兩面錢獎士卒又以鳴鑼誘衆心而已是謂兩面錢ト云。蓋其軍譜無錢ト鳴鑼事。この小説宋の仁宗此時の

名将狄青が事と相類せり。馮次知囊全集卷十五。曰。南俗尚鬼狄武襄征儂智高時大兵出桂林之南因祝曰。勝負無以爲據乃百錢自持之與神約果大捷則投此錢盡面左右諫止倘不如意恐阻師武襄不聽萬衆聳視已而揮手俛一擲百錢皆面於是舉兵歡呼聲震林野武襄亦大喜顧左右取百釘即隨錢疎密布地而帖釘之加以青紗籠手自封焉曰。俟凱旋當謝神取錢其後平邕州還師如言取錢幕府士大夫共視乃兩面錢也。馮氏自注云。桂林路險士心惶惑故假神道以堅之。と云。本邦の野史竊これと攪く。總見院右府の軍略せし人。智囊全集よの儂智高ハ廣源諸蠻の首領なり。儂氏ハ唐初より即雄一。黃氏周氏と州は據るもの十有八なり。儂氏尤強かり。唐末に交趾強盛あり。これハ廣源これハ服屬せり。儂全福が交人よ殺さるよ及よとの妻。

改く商人は適く智高を生じ、智高ハ姓を冒して儂氏なるの。壯年よ及ぶ。その母と共に猶州に黨據し、國號を建て大曆とす。仁宗の皇祐元年九月、儂智高叛く。邕州に寇し、四年よ及ぶ。邕横貴、藤梧、康端、龔濤等の州を陷く。遂に廣州を圍む。尹洙が薦むる。乃ち宋朝、狄青を荆湖宣撫使提、舉經制盜賊事とす。孫沔、余靖と與ひ、儂智高を征せしむ。十二月、陳曙師を帥く、儂智高を討く。金城驛に敗績す。狄青遂に曙を執る。これを斬る。孫沔、余靖等相顧り、愕然とす。諸將股栗し、敢て仰視する所。五年の春、狄青大儂智高を邕州より敗す。追奔五十里、斬首萬計あり。智高がくく、夜遁す。大理に入り、遂に明の城に入り、賊の屍を檢する。金龍の衣を衣するものあり。衆謂、智高既に死せり。と上聞。是とす。青云、安をの詐よわらざるを知らず。寧智高を失せしむ。敢朝廷を誣く。功を貪り。とゆ。後、夏五月、高若訥罷る。狄青をり。樞密使とす。これ正史。

載る所の繁略の。但この両面錢をり。士卒を獎せしむ。小説あり。本傳曰、狄青罷會京師。大水。嘉祐元年、避于相國寺。行止殿上人、情頗疑。知制誥劉敞出知揚州。陛辭言曰、陛下幸愛青、不知出之。以全其終。帝然之。乃以使相判陳州。青為人慎密。寡言其計。事必審中。機會而後發行。既先正部伍。明賞罰。與士卒同。饑寒勞苦。雖敵猝犯之。無一士敢後先者。故數有功。未嘗專賞。蔽下。故人皆樂為之。死。青在樞府。日有狄梁公之後。儂武后時、持梁公畫像及告身十餘通。獻諸青。以為青之遠祖。青謝之曰、一時遭際。安敢自附。梁公厚贈其人。而遣之。踰年卒。とす。り。り。狄青ハ漢の衛青が人とり。り。景慕せり。狄亦青とす。この名とせしむ。その材も伯仲し。その功も相似し。これを無益の辯れども。狄青が本傳をみる。事のちをり。り。又按る。錢を

